



鳥取県公報

平成 26 年 8 月 20 日 (水)
号外第 78 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (620) (経営支援課) 2

告 示

鳥取県告示第620号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成26年 8 月 20 日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第 2 号）第 4 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成26年 8 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																			
<p>1 略</p> <p>2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年を超え10年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.225 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え12年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.275 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12年を超え14年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.325パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.225 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え12年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.275 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12年を超え14年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	<p>1 略</p> <p>2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>7 年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>7 年を超え9年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.225 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年を超え11年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.275 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え13年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.325パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>7 年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>7 年を超え9年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.225 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年を超え11年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.275 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え13年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																				
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント																				
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.225 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																				
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え12年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.275 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																				
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12年を超え14年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																				
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																				
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>7 年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント																				
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>7 年を超え9年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.225 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																				
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年を超え11年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.275 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																				
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え13年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																				

規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>14年</u> を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>13年</u> を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント
略		略	